

介護予防通所リハビリテーション 重要事項説明書

介護老人保健施設 ローズむらやま

**介護老人保健施設 ローズむらやま 介護予防通所リハビリテーション
利用に際する重要事項説明書**
(2026年4月1現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ローズむらやま
- ・開設年月日 令和3年9月1日
- ・所在地 山形県村山市大字本飯田字柳堤2486番地の65
- ・電話番号 0237-52-3020
- ・ファックス番号 0237-52-3028
- ・管理者名 施設長 佐藤 和一
- ・介護保険指定事業所番号 0651480014

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療・日常生活上のお世話等、介護保健施設サービスを提供します。入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援します。また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設ローズむらやまの運営方針】

「ローズむらやま」は医療と介護を必要とする方々に対し、その方々の個人としての尊厳を十分に守り、「親切・明朗・思いやり」の心をもって医療と看護、介護を提供し、心身の回復を計り家庭を含めて社会への復帰を目標としています。

(3)施設の職員体制

- ・管理者 1人(兼務)
- ・医師 1人(兼務)
- ・作業療法士・理学療法士 1人以上
- ・介護職員 3人以上
- ・支援相談員 1人(兼務)
- ・管理栄養士 1人(兼務)

尚、上記職員は、介護予防通所リハビリテーション並びに通所リハビリテーションの両サービスに従事します。但し、管理者及び支援相談員、管理栄養士は介護老人保健施設、短期入所療養介護並びに介護予防短期入所療養介護との兼務とします。

(4)通所定員 35名

(5)利用日及び利用時間

利用日	月曜日から土曜日
営業時間	9:00～16:00
利用時間	9:30～16:00
年末年始休	12月30日から1月3日まで

2. サービス内容

- ① 介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事（管理栄養士の立てる献立 昼食12:00～）
- ③ 入浴（一般浴槽の他に入浴に介助を要する場合には特別浴槽で対応）
- ④ リハビリテーション
- ⑤ 送迎（利用者の居宅と事業所間の送迎）
- ⑥ 医学的管理・看護・介護
- ⑦ 栄養管理
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ その他

* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金について

- ・ 利用料の詳細につきましては、別紙1利用料金表にてご確認ください。
- ・ 利用料請求は一ヶ月ごとに計算し、翌月の20日前後に請求書を発行致します。お支払いは指定口座から27日に自動引き落としとなります。27日が土日の場合は翌営業日に引き落としとなります。
- ・ 利用料金を2ヶ月以上滞納した場合には利用をご遠慮いただく場合もございます。
- ・ 各種加算等に関して、詳しくは職員にお問い合わせ下さい。

4. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は村山市となります。

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 敷地内での喫煙、飲酒はご遠慮下さい。
- ・ 火気を伴う器機及び危険物(刃物類)は持ち込まないで下さい。
- ・ 施設の設備・備品等は大切にご使用下さい。尚、施設内の設備・備品等を破損の際は、場合によっては負担して頂く場合もございます。
- ・ 所持品・備品等の持込は、施設長の許可を得た物のみとなります。尚、所持品には必

ず名前の記入をお願いします。

- ・私物(金銭を含む)は本人またはその家族の責任において管理することとなります。紛失等の場合について事業所は責任を負いかねます。また貴重品(多額の現金、貴金属等)の持込はご遠慮下さい。
- ・宗教活動等、他の利用者の迷惑になるような行為はご遠慮下さい。
- ・動物の持込はご遠慮下さい。
- ・食中毒や誤嚥窒息事故予防から施設への食べ物の持ち込みは一切禁止します。

6. 身体拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者または施設長が判断し、期間を区切って身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。その際は、ご家族への状況説明を行い同意を得た上で行います。緊急性・非代替性を十分に考慮し、当施設の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

7. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関：山形県立河北病院 河北町谷地字月山堂111(Tel:0237-73-3131)

北村山公立病院 東根市温泉町2-15-1(Tel:0237-42-2111)

協力歯科医院：松田歯科医院 村山市楯岡新高田9-7(Tel:0237-55-5648)

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「緊急時の連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

8. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の内容に応じて県、市町村、居宅介護支援事業所へ報告します。

送迎時に車両事故が発生した場合は、通所介護従事者が速やかに利用者の身体的安全

を確保します。緊急を要する場合には119番通報等の措置を講じます。事故による受傷等が見られない場合でも医療機関を受診していただきます。また、当施設が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、当施設に過失がない場合にはこの限りではございません。

9. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓 等
- ・防災訓練 年2回

10. 虐待の防止のための措置に関する事項

当施設は利用者にはいかなる虐待も行いません。また、虐待防止のための指針を定め、定期的に虐待防止検討委員会及び職員への研修を行い、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くこととします。虐待を発見した場合には、生命・身体への重大な危険が生じているか否かに関わらず速やかに市町村へ通報することとします。

11. 業務継続計画の策定等

当施設は感染症や災害の発生時において、利用者に対する本サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以

下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。本施設は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を行います。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

当施設は職員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに本施設の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。感染症が発生し、またはまん延しないように次の措置を講じます。感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. ハラスメント対策の強化

職場におけるハラスメント防止のための必要な措置を講じ、取り組みを行います。施設の方針等の明確化及びその周知、啓発に従業者に行います。相談(苦情を含む)に応じ適切に対応するための体制を整備し、被害者への配慮のための取り組み及び被害防止のための取り組みを行います。

14. 要望及び苦情等の相談

当施設には、要望や苦情の対応責任者がおりますので、担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

苦情受付担当者:佐藤 千帆

升澤 千明(TEL: 0237-52-3020 FAX: 0237-52-3028)

当施設以外の介護サービスに関する苦情処理の窓口

①山形県国民健康保険団体連合会

住所:寒河江市大字寒河江字久保6 TEL:0237-87-8000

②山形県福祉サービス運営適正化委員会

住所:山形市小白川町二丁目3-31 TEL:023-626-1755

③村山市役所福祉課

住所:村山市中央1-3-6 TEL:0237-55-2111

15. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし	☐	

16. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しております。また、ご利用に関するお問い合わせ、ご見学は随時対応致しますので、お気軽にご相談下さい。

年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項等の説明を受け、介護予防通所リハビリテーションの利用開始に同意します。

利 用 者 住 所

氏 名

印

連帯保証人 住 所

氏 名

印

(続柄:)

介護予防通所リハビリテーション利用開始に際し、本書面に基づき重要事項等の説明を行いました。

事業者 医療法人有恒会 介護老人保健施設
ローズむらやま 施設長 佐藤 和一

説明者 職名

氏名

印

＜別紙1＞

介護老人保健施設ローズむらやま 介護予防通所リハビリテーション 利用料金表

(1) 保険給付の自己負担限度額(1ヶ月当たり)

基本利用料

負担割合	要支援1	要支援2
1割	2,268	4,228
2割	4,536	8,456
3割	6,804	12,684

加算料金(1ヶ月につき)

項目	内容	1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算 (I)	介護職員のうち介護福祉士が70% 以上、または勤続10年以上の介護 福祉士が25%以上の場合	要支援1		
		88	176	264
		要支援2		
		176	352	528
長期利用の評価減算	要支援1 開始月から12月超	－120	－240	－360
	要支援2 開始月から12月超 減算無し	－240	－480	－720

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位×10.3% 介護職員の処遇改善のため
---------------	-------------------------

（２）その他の料金（介護予防給付費以外）

項目	金額	内容
食費	616	施設で提供する食事を召し上がる場合
私物購入費	実費	私物の購入を希望された場合
おむつ代	実費	施設で用意するおむつ等をご使用いただく場合
証明書発行手数料	550～7.700	各種証明書等の発行を希望された場合

<別紙2>

個人情報の利用目的

(2023年3月1日現在)

介護老人保健施設ローズむらやまでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

<別紙3>

ご家族の皆様へ

利用にあたりましては、職員一同、誠心誠意リハビリ・介護に当たらせて頂いております。

万全の体制で事故のないよう努めておりますが、下記のことを予めご承知下さい。

- ・ リハビリを行うにあたり、十分に注意して実施しておりますが、常に転倒などの危険性があります。
- ・ 転倒した際の 状況で骨折するおそれもあります。万一そのような事故が発生した場合には 専門医に受診及び治療して頂くこととなります。
- ・ 食事は利用者様の状態に合わせた形態で提供しておりますが、体調によって むせ込むことがあります。高齢の方々は、嚥下反射が弱っており、嚥下性肺炎を起こしたり、ご自分で吐き出したりすることが困難な場合には、窒息するおそれもあります。
- ・ 事故発生時や急変等の場合は、ご家族へ速やかに連絡致します。必ず緊急時の連絡先をお教え下さい。

